

マイナンバーカードを使って
「スマホで確定申告(e-Tax)」が
できるようにしましょう



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



国税庁
e-Taxキャラクター
イータ君

目次

1. e-Taxを知りましょう

- A 確定申告とは? … P 4
- B 申告方法について … P 5
- C e-Taxとは? … P 6
- D e-Taxなら、こんないいこと … P 7
- E 申告書の作成・送信までの流れ … P 8
- F 講座の説明範囲 … P 9

2. マイナンバーカードでe-Taxを利用 できるようにしましょう

- A マイナンバーカードを使ったスマホでの確定申告に
必要なもの（事前準備） … P 11
- B 過去に申告されたことがある方へ … P 12
- C マイナポータルインストール … P 14
- D マイナポータルの利用開始 … P 17
- E e-Taxの利用開始 … P 25
- F 自宅で申告書の作成・送信を行う場合の
注意事項 … P 31
- G 困った時の相談窓口 … P 32



1

e-Taxを知りましょう



1-A 確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間に生じた全ての所得とそれに対する所得税の額を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続です。

- 申告書の提出が必要な方は、国税庁ホームページで確認できます。

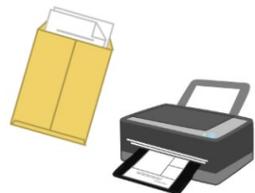
詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/teishutsu.htm>

「確定申告の流れ・申告書の提出が必要な方」



1-B 申告方法について



税務署への申告方法は、2種類です。

- パソコンやスマホを使い、e-Taxでオンライン送信
- 申告書類を郵送又は税務署へ持参し提出

e-Taxによる申告方法は、2種類です。

- マイナンバーカード方式
- ID／パスワード方式
 - ※ ID／パスワード方式は、暫定的な対応です。
- この講座では、マイナンバーカード方式による申告方法について説明します。

1-C e-Taxとは？

e-Taxとは、「国税電子申告・納税システム」のことで、国税に関する申告や納税などのさまざまな手続きを、税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができる国税庁が提供するサービスです。

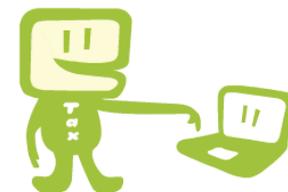
- 国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、申告書が作成できます。また、作成した申告書をe-Taxを利用して送信（提出）することもできます。



1-D e-Taxなら、こんないいこと

自宅からオンラインで申告ができます

税務署に行かなくても、国税庁ホームページで申告書を作成し、自宅からオンラインで提出(送信)できます。



添付書類の提出を省略できます

生命保険料控除の証明書などは、その記載内容(生命保険会社などの名称、支払金額など)を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。

還付がスピーディー

自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で処理されます。



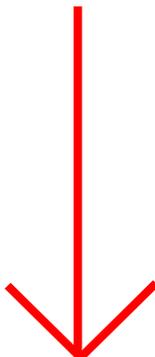
24時間受付

確定申告期は全日24時間e-Taxでの提出(送信)が可能です。確定申告期以外は、月曜～金曜までは24時間、毎月最終土曜日、及びその翌日の日曜日は8時30分から24時まで、e-Taxでの提出(送信)が可能です。メンテナンス時間、休祝日及び12月29日～1月3日は除きます。



1-E 申告書の作成・送信までの流れ

事前準備

- 
- ① マイナポータルへのインストール
 - ② マイナポータルの利用者登録
 - ③ e-Taxの利用者登録
 - ④ マイナポータルとe-Taxの連携（紐付け設定）
 - ⑤ マイナポータルとの連携

申告データの入力・送信・保存



- ⑥ 国税庁ホームページへのアクセス
- ⑦ 金額などの入力
- ⑧ 申告書データの送信
- ⑨ 申告書データの印刷・保存

※ この講座では⑤までの実施となります。

1-F 講座の説明範囲

講師は、税理士や税務職員のように専門的な知識、資格を有していないため、本講義では、税に関する制度や、受講者の方の申告内容に関することはお答えできません。

そのため、本講義では、実際に操作をしながら事前の準備をし、申告書の作成や送信については、教材を見ながらご自宅で行っていただきます。

ご自宅で申告書を作成される際、制度に関することや、操作方法などの分からないことを調べる方法も本講義で説明しますので、ご安心ください。



2

マイナンバーカードで
e-Taxを利用できるように
しましょう



2-A マイナンバーカードを使ったスマホでの 確定申告に必要なもの（事前準備）

以下のものを準備しましょう。

①

マイナンバー
カード



②

マイナンバー
カード対応の
スマートフォン



③

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

利用者証明用
電子証明書の
数字4桁の
パスワード



券面事項入力
補助用の
数字4桁の
パスワード



署名用電子証
明書の
英数字6桁～
16桁の
パスワード



※本講座内では
使用しません。



マイナンバーカード対応
スマートフォン機種の確認
はこちらから

2-B 過去に申告されたことがある方へ

スマホで確定申告を行う場合、e-TaxのID（利用者識別番号）を取得する必要があります。過去に申告されたことがある方は、以下をご確認ください。

- 過去に、税務署のパソコンなどでe-Taxをご利用された方は、次の書類にe-TaxのIDが表示されています。

重要書類

利用者識別番号等の通知

国税 太郎 様

利用者識別番号 (半角数字・4桁) [REDACTED]

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

国税 太郎 様

ID-PW方式の届出を受け付けました。

利用者識別番号 (半角数字・4桁) [REDACTED]

令和3年分 重要 確定申告のお知らせ

100-8978 東京都千代田区 霞が関3-1-1

国税 太郎 様

確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様にご覧ください。

利用者識別番号 (半角数字・4桁) [REDACTED]

- 取得済みの方は、改めて取得する必要はありません。
- 誤って複数（二重に）取得した場合は、最後に取得したIDが有効となり、古いIDに係る過去の申告状況が確認できなくなりますので、ご注意ください。

2-B 過去に申告されたことがある方へ

過去にIDを取得したものの、IDをお忘れの方、暗証番号をお忘れの方は、変更等届出書を提出（送信）することで、税務署から利用者識別番号の通知等を受けることができます。

- **変更等届出書を提出する**

https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_2

- ➔ 上記のページの「変更等届出（個人の方用）利用者識別番号・暗証番号をお忘れになった方」から変更等届出書を提出してください。



左記サイトの
QRコード

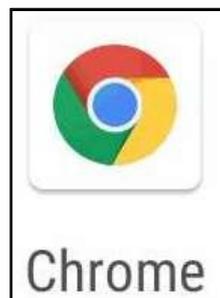
2-C マイナポータルインストール

<Androidの場合>

1
「Chrome」アプリ
を起動させます

2
検索ボックスに
「マイナポータル」と
入力

3
表示された「マイナ
ポータル」をタップ



または

4
QRコードから
読みこみます



マイナポータルの
QRコード

2-C マイナポータルインストール

<iPhoneの場合>

- 1 「Safari」アプリを起動させます
- 2 検索ボックスに「マイナポータル」と入力
- 3 表示された「マイナポータル」をタップ



または

- 4 QRコードから読みこみます



マイナポータルのQRコード

2-C マイナポータルインストール

1
メニュー画面が表示されますので、画面上の「ログイン」をタップ

2
同じく「ログイン」をタップ

3
マイナポータルのインストール画面が表示されますので「インストール」をタップ

4
「開く」をタップ



2-D マイナポータルの利用開始

1
メニュー画面が表示されますので、「ログイン」をタップ

2
「ログイン」をタップ

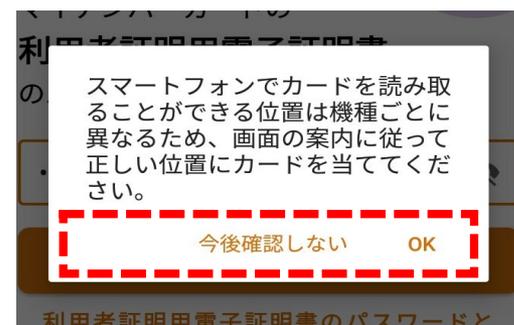


3
利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4ケタ）を入力

4
「次へ」ボタンをタップ



5
「今後確認しない」をタップ



2-D マイナポータルの利用開始

<Androidの場合>

マイナンバーカードをスマホの下に密着させます。

置く位置が機種ごとに違うので確認しましょう。

1

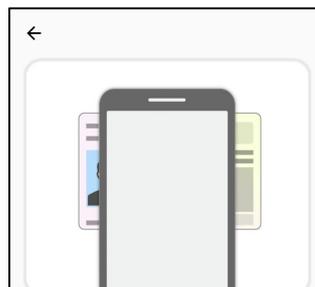
「機種ごとのカード読取位置はこちら」をタップ

2

詳しくは「こちら」をタップ

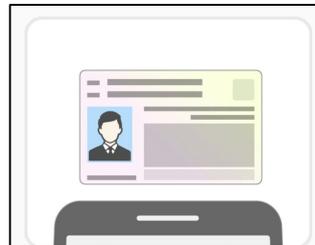
3

「機種ごとの読み取り位置」で確認



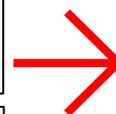
マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

1 機種ごとのカード読取位置はこちら



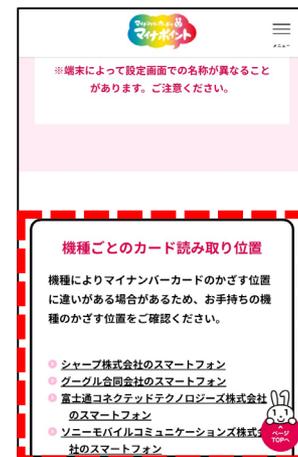
ログイン認証に成功しました。カードを外してください。

機種ごとのカード読取位置はこちら



2

認証されると「成功しました」が表示されます



3



マイナンバーカードの読み取り方法サイトのQRコード

2-D マイナポータルの利用開始

<iPhoneの場合>

マイナンバーカードをスマホの下に密着させます。

置く位置が機種ごとに違うので確認しましょう。

① 「読み取り開始」をタップ

② 「スキャンの準備ができました」のメッセージ

③ 「読み取りが完了しました」のメッセージが表示されます

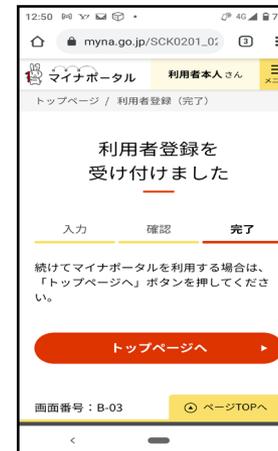
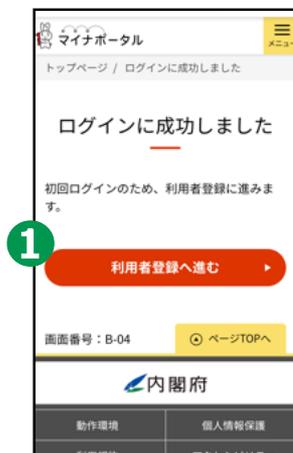


2-D マイナポータルの利用開始

利用者登録をしましょう。

※この画面は一度登録しますと次回からは表示されません。

- 1 「利用者登録へ進む」をタップ
- 2 「メール通知」の選択と、メールアドレスの入力
- 3 「利用規約に同意して確認へ進む」をタップ
- 4 「利用者登録する」をタップ
- 5 「トップページへ」をタップ



2-D マイナポータルの利用開始

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」とつながりましょう。

1

メインメニューで、画面を上にスクロールさせ、「もっとつながる」をタップ

2

「つなぐ」をタップ

3

「同意」をタップ



つながっていないウェブサイト

公的機関

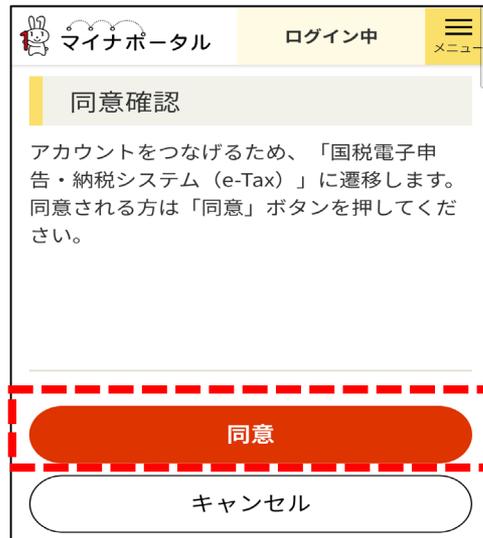
国税電子申告・納税システム（e-Tax）

国税に関する各種手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるサービスです。

2

つながり方が分からない方はこちら

つなぐ



2-D マイナポータルの利用開始

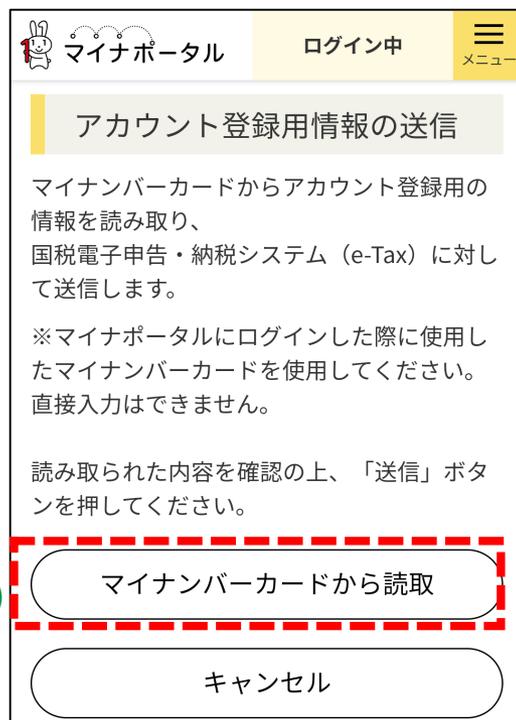
「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」とつながりましょう。

1
「マイナンバーカードから読取」をタップ

2
券面事項入力補助用のパスワード（数字4ケタ）を入力

3
「次へ」をタップ

4
マイナンバーカードをスマートフォンの裏面に密着させてください



1

※マイナンバーカードのスマートフォンでの読み取り方の詳細は、18ページ、19ページを参照ください



2

3



4

2-D マイナポータルの利用開始

「アカウント登録者情報の送信」

1

表示されている情報を確認して「送信」をタップ

2

「マイナンバーカードの読み取り」をタップ

マイナポータル ログイン中

アカウント登録用情報の送信

マイナンバーカードからアカウント登録用の情報を読み取り、
に対して送信します。

※マイナポータルにログインした際に使用したマイナンバーカードを使用してください。
直接入力できません。

読み取られた内容を確認の上、「送信」ボタンを押してください。

マイナンバーカードから読取

氏名

1

送信

国税庁 国税電子申告・納税システム

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードを読み取ってe-Taxにログインすることで、マイナポータルとのアカウント連携が可能となります。

マイナンバーカードの読み取り

2

2-D マイナポータルの利用開始

マイナンバーカード の読み取り

①

マイナンバーカードの
利用者証明用電子証明書の
パスワード（数字4ケ
タ）を入力

②

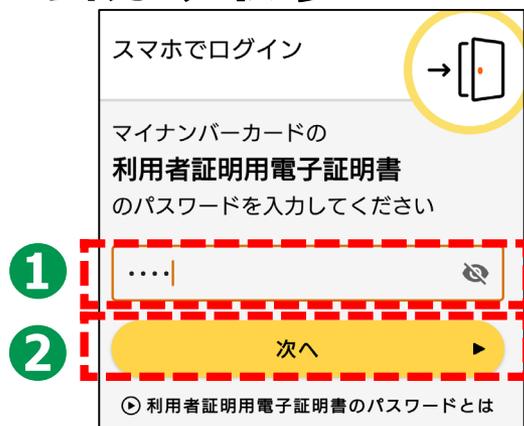
「次へ」をタップ

③

「マイナンバーカード」
を読み込む

④

「初めて e-Tax をご利用
される方」は④のところ
をタップし次ページへ



1

2



⑤

④

⑤

「利用者識別番号と
暗証番号」をお持ちの方は
⑤のところをタップ
→2Eの最後のページへ
すすんでください



2-E e-Taxの利用開始

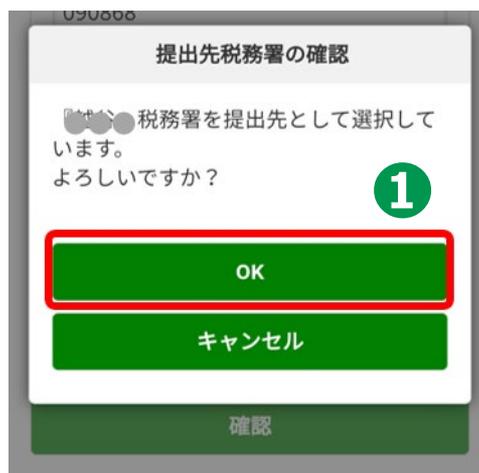
提出先税務署の確認

1

この画面では、提出先を確認して「OK」をタップ

2

「既に利用者識別番号を取得されている方へ」画面が表示されます
この画面はすべての方に表示されます
間違いなく取得されていない場合は「OK」ボタンをタップ、取得されている場合は「キャンセル」をタップします



既に利用者識別番号を取得されている方へ

新たにマイナンバーカード方式の利用開始手続きを行った方は、今までの利用者識別番号はご利用できなくなりますので、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。

既に利用者識別番号を取得されている方は、「キャンセル」ボタンをタップし、「マイナンバーカード方式の利用開始」のページまで戻り、「利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら」から手続きを行ってください。

また、今までの利用者識別番号、または暗証番号が分からない方は、「キャンセル」ボタンをタップし、e-Taxホームページから「変更等届出」の手続きを行ってください。

後日、税務署から利用者識別番号等の通知書を郵送いたします（提出期限が間近の場合は、書面による申告書等の提出をご検討ください。）。

※ このメッセージは確認のため、すべての方に表示しています。

2

OK

キャンセル

2-E e-Taxの利用開始

入力内容の確認と送信

1

この画面では、
内容を確認して
間違いがなければ
「送信」ボタンをタップ

2

訂正箇所がありましたら、
「訂正」をタップして
訂正し、1「送信」ボタン
をタップしてください

入力内容の確認	
入力内容の確認	
以下の内容で間違いなければ、『送信』ボタンをタップしてください。 内容を訂正する場合には、『訂正』ボタンをタップしてください。	
提出年月日	●●●●●●●●●●
氏名（フリガナ）	●●●●●●●●●●
氏名	●●●●●●●●●●
生年月日	●●●●●●●●●●
性別	男
電話番号	●●●●●●●●●●
職業（事業内容）	●●●●●●●●●●
郵便番号	●●●●●●●●●●
住所	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●
事業所等の所在地 (郵便番号)	
事業所等の所在地 (住所)	
事業所等の所在地 (電話番号)	

提出先税務署	●●●●●●●●●●
納税用確認番号	
納税用カナ氏名・ 名称	●●●●●●●●●●
メインメールアドレス	●●●●●●●●●●
サブメールアドレス1	
サブメールアドレス2	
お知らせメールの 宛名表示区分	希望する
お知らせメールへ 表示する宛名	●●●●●●●●●●
整理番号	
参考事項	

※納税用確認番号は大切に保管してください。

※送信する前に、この画面をスクリーンショット等で保存することをお勧めします。

訂正する場合は、『訂正』ボタンをタップしてください。

送信
訂正

1

2

2-E e-Taxの利用開始

利用者識別番号の通知希望確認

1
利用者識別番号を希望する場合は、チェックボックスにチェックを入れ

2
「OK」ボタンをタップ

3
「送信結果」画面が表示されたら、「次へ」をタップ

以上で「利用者情報の入力と送信」は完了です。

利用者識別番号の通知希望確認

- ・「送信」ボタンをタップすると、マイナンバーカード方式の登録が完了します。これは、開始届出書を送信したことと同じ意味を持ちます。
- ・次回からマイナンバーカードでログインすることで、利用者識別番号の入力が省略できますが電子納税や税理士への依頼などを予定されている方については、利用者識別番号が必要になるケースがありますので、必要な方には利用者識別番号を通知しています。
- ・利用者識別番号の通知を希望されない方は、チェックボックスのチェックを外してください。

1 利用者識別番号の通知を希望する

「OK」ボタンをタップすると送信が行われます。

2 **OK**

キャンセル

国税庁 送信結果

送信結果

送信された内容を受け付けました。
受付番号：20201110120126359941
提出年月日：令和2年11月10日
提出先：●●●●●●●●●●

マイナンバーカード方式の登録が完了しました。
次回からマイナンバーカードでログインすることで、以下の利用者識別番号の入力が省略できます。

利用者識別番号：●●●●●●●●●●

※電子納税や税理士への依頼などを予定されている方については、利用者識別番号が必要になるケースがありますので必要に応じてこの画面をスクリーンショット等で保存してく

※お知らせメールに表示する宛名は現在登録中です。
メインメールアドレスに送信した案内メールの確認を行ってください。
案内メール確認期限：令和2年11月11日 12:01
メールの確認が終わるまで、お知らせメールに宛名は表示されません。

3 **次へ**

2-E e-Taxの利用開始

「もっとつながる」の設定同意

①
記載内容の確認

②
「同意」をタップ

③
つながり完了

④
「国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する」をタップしますと利用開始します。

2-E e-Taxの利用開始

利用者識別番号、暗証番号をお持ちの方

- 1 利用者識別番号を入力
- 2 暗証番号を入力
- 3 つながり完了
- 4 「国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する」をタップしますと利用開始します。

国税庁 国税電子申告・納税システム

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら

国税電子申告・納税システムの利用者識別番号とマイナポータルアカウント連携を行います。
利用者識別番号、暗証番号を入力し、「同意」ボタンをタップしてください。

氏名漢字	納税 九郎
生年月日	1921年1月5日
住所	神奈川県鎌倉市神田錦町1丁目12番地
性別	不明

利用者識別番号

1 16桁

暗証番号

2 8桁～50桁

暗証番号を表示する

同意

マイナポータル ログイン中

3 つながり完了

i

国税電子申告・納税システム（e-Tax）とアカウントをつなげました。

続けて国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する場合は、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する」ボタンを押してください。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する

2-F 自宅で申告書の作成・送信を行う場合の注意事項

以上で、講義での説明は終了となります。

申告書の作成・送信などご自宅で操作する際は、

「3 マイナンバーカードで確定申告書を作成し、e-Taxで送信」を見ながら操作してください。

その際、次のことにご注意ください。

- 画面が講義資料と異なる。

⇒講義資料は令和4年1月時点の画面を使用して作成されていますので、実際の画面と異なる場合があります。
デジタル活用支援ポータルサイトに最新版の資料が掲載されていますので、最新版をご確認ください。

(サイトのURL)

<https://www.deji-katsu.jp/individual/>

2-G 困ったときの相談窓口

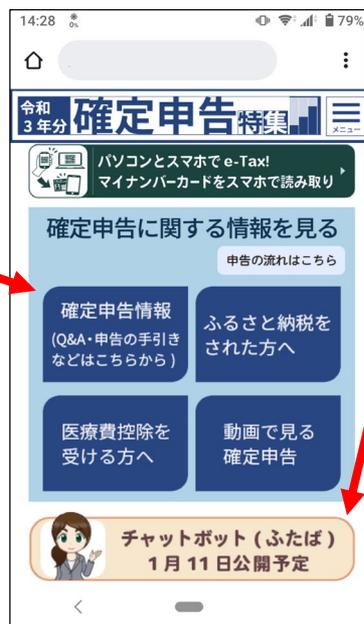


確定申告特集
ページのURL
(QRコード)

確定申告に関する制度やe-Taxで申告するための操作などは「**確定申告特集ページ**」から調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

Q&Aや、動画での
説明はこちらから



チャットボット
(ふたば) で調べる

所得税の確定申告に関する疑問は、チャットボット(ふたば)にお気軽にご相談ください。
土日・夜間でも利用できます。

確定申告特集ページ画面